



令和3年12月10日
市民局地域防災課

市政記者各位

大日本除虫菊株式会社との 「災害時における物資供給に関する協定」の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、大日本除虫菊株式会社との間で「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時において被災住民等を支援するための物資の緊急調達が可能となります。

2 協定概要

(1) 協定の相手方

大日本除虫菊株式会社

代表取締役社長 上山 直英（うえやま なおひで） 氏

（「金鳥」「KINCHO」（きんちょう）の商標名で知られ、主に殺虫剤、防虫剤、洗浄剤、トイレタリー製品などを展開する会社）

(2) 協定締結日

令和3年12月10日（金）

(3) 主な供給物資

- ・トイレ衛生製品
- ・環境衛生製品（害虫関係）
- ・使い捨てカイロ など

【問い合わせ先】

福岡市市民局 地域防災課 中村・中島
TEL：711-4156（内線1788）

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大日本除虫菊株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第2号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 第6条の運搬及び引渡しについて、当該引渡し場所までの運搬に係る通常要した費用は乙が負担するものとする。ただし、第6条の引渡し場所以遠の物資運搬に係る通常要する費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 本条第1項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第9条 乙は、物資の供給の終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、物資の供給に要した費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月10日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪府大阪市西区土佐堀1丁目4番11号
大日本除虫菊株式会社
代表取締役社長 上山 直英

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
日用品	トイレ衛生製品、環境衛生製品（害虫関係）、使い捨てカイロなど